

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

令和7年9月25日

山形県公安委員会
委員長 柴田 曜子

[illegible]